

## パブリックコメント手続条例（素案）の要旨

### 1. パブリックコメント手続

パブリックコメント手続とは、南相馬市自治基本条例の趣旨に基づき、情報の提供、市民参加の推進、協働の推進を図るため、政策等の素案を公表し、当該政策等の意見を募り、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続で、平成18年の合併時より実施しているものです。

### 2. 条例化の目的

パブリックコメント手続については、これまで、実施要綱で定め、運用していましたが、条例化することにより、当該手続の市民への認知度向上を図ること及び内容を一部見直すことにより、運用を明確化することが可能となると考えております。

### 3. 内容の一部見直し

#### (1) 一般原則

条例	要綱
(政策等を定める場合の一般原則) 第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法令の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。 2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。	規定なし

#### 解説

政策等を定める場合、関係法令等と整合を図り策定すること、政案となった後についても常に社会情勢等を勘案しながら見直しを図ることを新たに明記しました。

#### (2) 手続対象案件の明確化

条例	要綱
(パブリックコメント手続) 第4条 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。	(対象) 第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 市の基本的な制度を定める条例 イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な

<p>(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。</p> <p>(2) 市の予算、決算及び会計を定める条例等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める条例等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める条例等及び審査基準等（財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める条例等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）を定めようとするとき。</p> <p>(3) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）を定めようとするとき。</p> <p>(4) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。</p> <p>(5) 法令又は市の条例の規定に基づき市の施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例等（市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。）を定めようとするとき。</p> <p>(6) 他の行政機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。</p> <p>(7) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。</p> <p>(8) 政策等を定める根拠となる法令又は条例等若しくは計画の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。</p> <p>(9) 法令又は条例等若しくは計画の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。</p> <p>(10) 市の条例の施行期日について定める規則を定めようとするとき。</p> <p>(11) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等を定めようとする</p>	<p>影響を与える条例</p> <p>ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）</p> <p>(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃</p> <p>(3) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野別における施策の基本方針等の基本的な事項を定める計画の策定又は改定</p> <p>(4) 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定</p> <p>(5) 市が整備する施設の基本計画の策定又は改定</p> <p>(6) その他前各号に準ずるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この訓令に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。</p> <p>(1) 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定</p> <p>(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 74 条第 1 項の規定に基づく直接請求により議会に提出するもの</p> <p>(3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの</p>
---	--

るとき。 (12) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める条例等を定めようとするとき。 (13) 市の職員の服制、研修、教育訓練、表彰及び報償を定める条例等を定めようとするとき。	
---	--

**解説**

これまで、策定機関である担当課が要綱第3条に規定する対象かどうかを判断し、手続を行ってきましたが、条例では基本的に全ての条例・規則・計画が手続の対象となり、そのうち条例第4条第4項各号に掲げるものが除外されることとなります。これにより、判断のばらつきを防ぎ、対象案件の明確化につなげることができます。

(3) 提出意見の考慮

条例	要綱
(提出意見の考慮) 第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。	(意思決定に当たっての意見等の考慮) 第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

**解説**

提出された意見の考慮をより強い表現に改めました。

(4) 手続を行ったが正案とならなかった案件等の公表

条例	要綱
(結果の公表等) 第8条 4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合には、その旨（別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。	規定なし

**解説**

パブリックコメントを実施したが、正案とならなかった場合や内容を大幅に変更して再度手続を行うこととしたものについても公表するように新たに規定しました。

(5) 手続省略案件の公表

条例	要綱
(結果の公表等) 第8条	第3条

<p>5 策定機関は、第4条第4項第1号に該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 政策等の題名及び趣旨</p> <p>(2) パブリックコメント手続を実施しなかった理由</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この訓令に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。</p> <p>(3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの</p>
--	--

#### 解説

緊急に政策等を定める必要があり、手続を省略した案件についても、その内容や趣旨を公表するよう規定しました。

#### 4 県内各市町村の状況

県内各市町村のパブリックコメント手続の規定は次のとおり。

条例	1
要綱	10
内部規定	20
実施なし	28